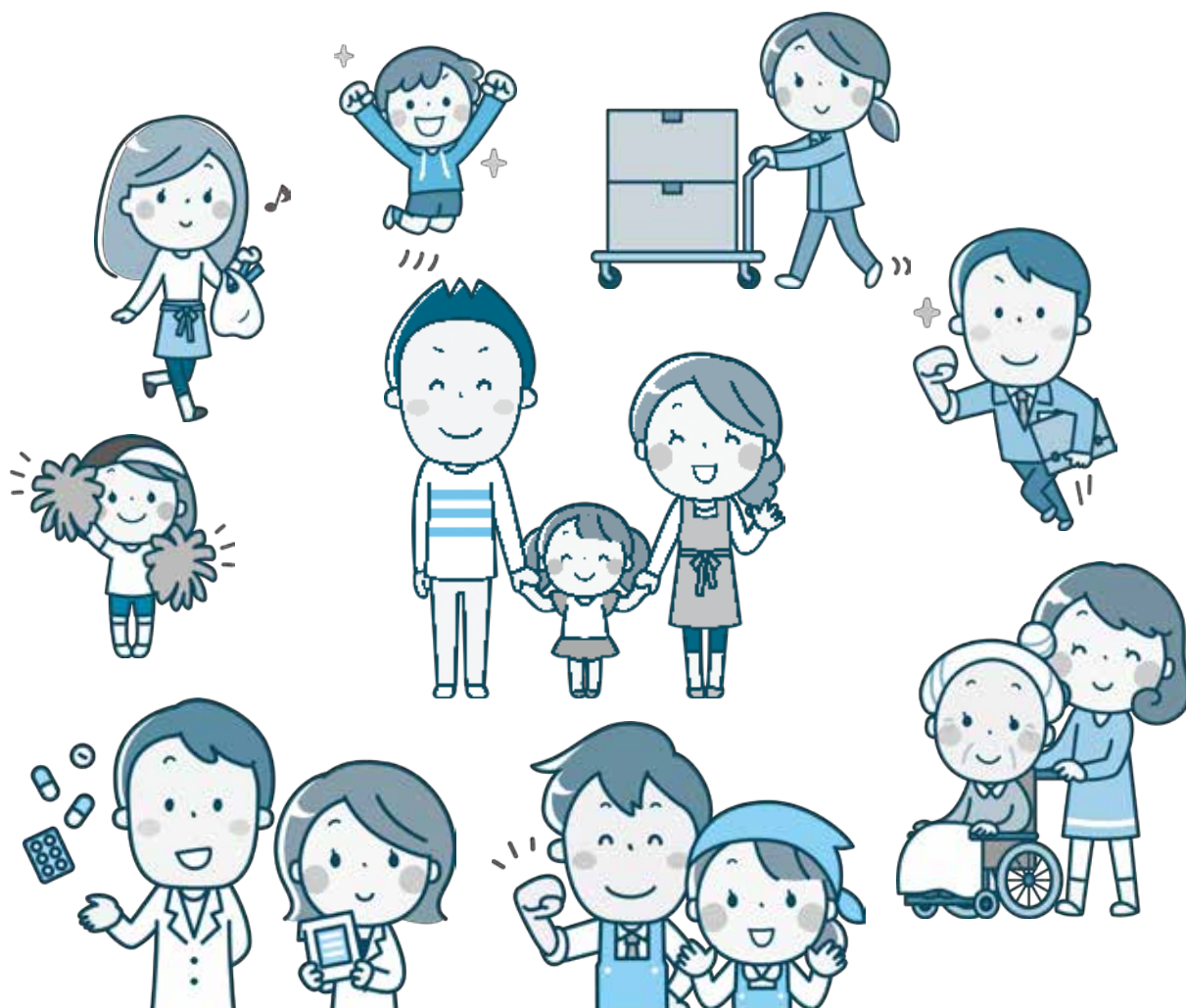


# 個人住民税

(県民税・市町村民税)

## 特別徴収の事務手引き



岡山県と県内すべての市町村は、平成  
28年度から個人住民税の給与からの  
特別徴収（天引き）を徹底します

岡山県・県内市町村



# 目 次

個人住民税について	2
個人住民税の特別徴収のしくみ	2
（１） 給与支払報告書の提出	3
（２） 特別徴収義務者の指定	7
（３） 特別徴収の対象になる従業員	7
（４） 特別徴収税額の通知	7
（５） 特別徴収税額为天引き	8
（６） 特別徴収税額の納入	8
（７） 特別徴収税額に変更があった場合	8
（８） 従業員が退職等で異動した場合の手続	9
（９） 異動届出書の提出	10
（10） 異動翌月以降の特別徴収税額の一括徴収	10
（11） 新たに特別徴収する場合（普通徴収からの切替）	10
（12） 事業主（特別徴収義務者）の所在地等に 変更があった場合	11
（13） 退職手当等に係る個人住民税の特別徴収	11
Q & A	16
納入先一覧	26
岡山県・県内市町村お問い合わせ先	27
e L T A X（エルタックス／電子申告）について	28

## 個人住民税について

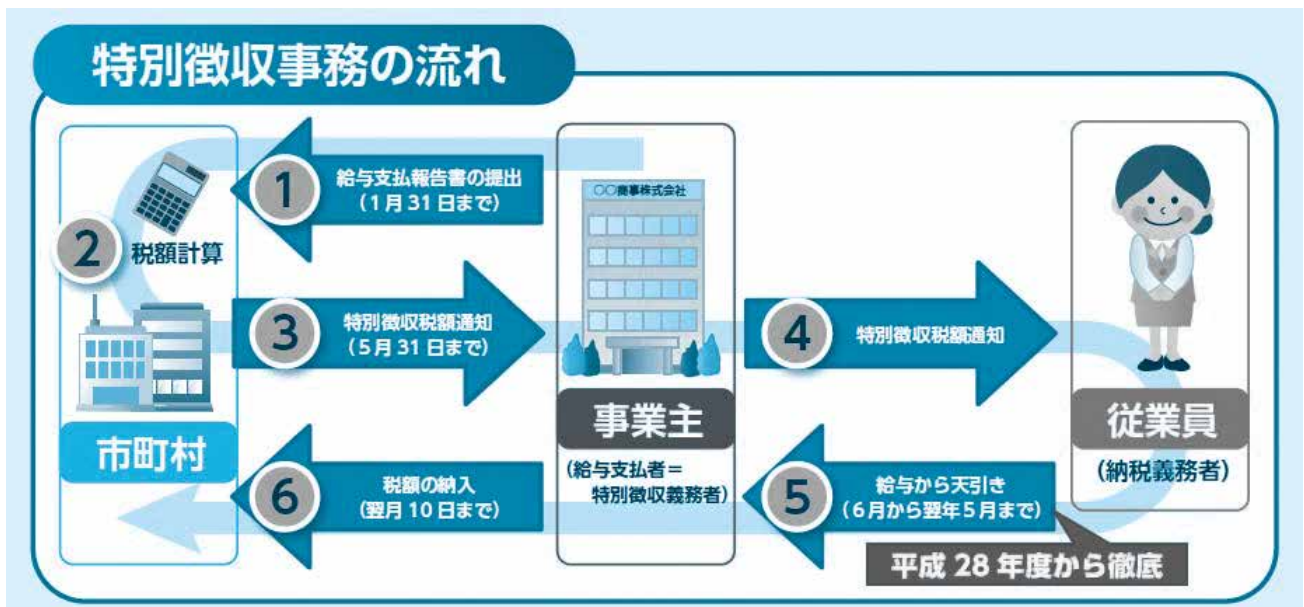
県や市町村などの地方公共団体は、私たちが豊かで健康な暮らしができるよう、福祉・教育・消防・ごみ・公園・道路等日々の生活の広い範囲にわたり様々な仕事をしています。

個人住民税は、私たちの日常生活に身近な関わりを持つ仕事のための費用を、住民がその能力に応じて分担し合うという性格の税金で、いわば住民として暮らしていくために負担しなければならない会費のようなものとも言えます。

個人住民税とは、市町村内に住所を有する個人に課税される県民税及び市町村民税をあわせたもので、一括して市町村が課税し徴収しています。

## 個人住民税の特別徴収のしくみ

個人住民税の特別徴収とは、所得税の源泉徴収義務者である事業主（給与支払者）が従業員（納税義務者）に代わって、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を天引きし、従業員（納税義務者）の住所地の市町村へ納入していただく制度で、法令で義務付けられています。（地方税法第 321 条の 4）



# 1 給与支払報告書の提出

1月1日現在において所得税の源泉徴収義務者である事業主（給与支払者）は、個人・法人を問わず、原則、前年中に給与（給料・賃金、賞与、俸給など）を支払ったすべての者（給与所得者）について、給与所得者が1月1日時点でお住まいの市町村長に提出しなければならないとされています。（地方税法第317条の6）

◎ 退職者、短期雇用者、アルバイト、パート、役員など給与をお支払いになったすべての方について給与支払報告書を提出していただくようお願いします。

なお、給与支払報告書の提出の際はぜひeLTAXをご利用ください（28ページ参照）。

## （1）提出先市町村

給与支払報告書は、給与所得者（従業員等）の平成28年1月1日現在における住所地の各市町村に提出してください。

中途退職者につきましては、退職時の住所地の各市町村に提出をお願いします。

## （2）提出対象者

平成27年1月から12月までに給与等を支払った方全員について、提出してください。

※ 給与支払額が2,000万円を超え年末調整を行わない方や、個人で税務署へ確定申告をされる方についても給与支払報告書の提出が必要です。

## （3）提出期限

給与支払報告書の提出期限は、平成28年2月1日（月）です。

受付は、随時行っております。期限直前は混み合いますので、早めの提出にご協力ください。

## （4）岡山県内市町村の提出先及び問い合わせ先

27ページを参照してください。



## <給与支払報告書（総括表）の記入について>

給与支払報告書（総括表） <市町村によって様式が異なります>

第17号様式

⑳ 給与支払報告書(総括表)

種 別	整 理 番 号	
※	※	※
市町村長殿 平成 年 月 日提出		
給与の支払期間	平成 年 月分から 月分まで	提出区分
フリガナ		年間分 退職者分
給与支払者の 名称又は氏名	㊦	事業種目
所得税の源泉 徴収をしている 事務所又は 事業所の名称		受給者 総人員
フリガナ		報告人員
同上の所在地	〒	報告人員 のうち退 職者人員
給与支払者が 法人である場合 の代表者の氏名	㊦	所 属 税務署名
連絡者の氏名、 所属課、係名 及び電話番号	課 係 氏名 (電話 )	給与の支払 方法及びそ の期日
特別徴収税額 の払込みを希 望する金融機 関	(名称) (所在地)	前年度分の特別徴収義務者指定番号

### ◆受給者総人員

平成28年1月1日現在で給与の支払を受けている者の総人員（前年中の退職者を除く）を記入してください。

※ 岡山県外の受給者も含めた総人員になります。

### ◆報告人員

各市町村への給与支払報告書を提出する人員（退職者を含む）を延べ人数で記入してください。

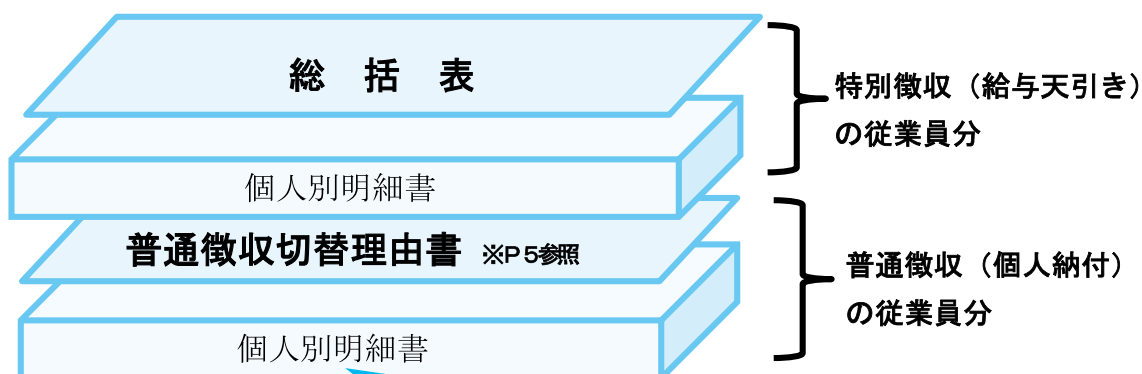
※ 個人別明細書の枚数と報告人員の数が一致するか確認してください。

### ◆訂正が生じた場合

提出後に内容の訂正が生じた場合は、個人別明細書の摘要欄に「訂正分」と朱書きして、再度提出してください。

## <給与支払報告書のつづり方>

給与支払報告書の提出については、下記のとおり仕分けていただくようお願いします。



摘要欄に普通徴収該当理由(記号又は略語)を必ず記入ください！

ただし、記号「B」の乙欄該当者や記号「F」の退職者の場合は、個人別明細書の該当箇所に記載があれば、摘要欄への普通徴収該当理由の記入を省略することができます。

## <普通徴収切替理由書について>

下記のA～Gの特別徴収できない理由に該当する方がいる場合は、必ず「普通徴収切替理由書」に人数を記入し、個人別明細書の摘要欄に特別徴収できない理由の記号（又は略語）を記入してご提出ください。

※ 個人別明細書摘要欄に「記号」又は「略語」の記載がない場合は、すべて特別徴収として取り扱います。ただし、記号「B」の乙欄該当者や記号「F」の退職者の場合は、個人別明細書の該当箇所に記載があれば、摘要欄への普通徴収該当理由の記入を省略することができます。

### ◎ 特別徴収できない理由（普通徴収切替理由）

記号	理由	内容	略語(例)
A	受給者総人員が2名以下	平成28年1月1日現在において、他の市町村の受給者も含めた総人員（下記B～Gの理由に該当して普通徴収とする対象者を除いた従業員数）が2名以下。	2名以下
B	他の事業所で特別徴収の方	他の支払者から支給される給与から個人住民税が特別徴収されている方（乙欄該当者）【給与所得者が、複数の事業所から給与を支給されている場合、各市町村で取扱いが異なる場合があります。】	他特徴
C	毎月の給与支払額が少額で特徴できない方	毎月の給与支払額が少額で、個人住民税の月割額が給与天引きできない方	少額
D	毎月給与の支給がない方	給与の支払いが2か月に1回や年間4回など、不規則である方。（アルバイト、パート、役員についても、毎月支給がある方は特別徴収となります。）	不定期
E	個人事業主の事業専従者	青色・白色申告を行う個人事業主から給与の支払いを受ける同一生計の親族の方は当分の間は普通徴収できることとしています。	専従者
F	退職者又は退職予定者（5月31日まで）	平成27年中の退職者、平成28年5月31日までに退職予定の方。（休職等により4月1日現在で給与の支払を受けていない方を含みます。）	退職者
G	雇用契約期間が1年未満の方	雇用契約期間が1年未満の方	1年未満

### 普通徴収切替理由書 <岡山県の全市町村統一様式です>

指定番号		事業所名	
<b>普通徴収切替理由書</b>			
〇〇市町村長 あて			
別添「個人別明細書」については、普通徴収の基準に合致しますので、普通徴収として取り扱うようお願いします。			
記号	略語(例)	普通徴収理由	人数
A	2名以下	受給者総人員(下記B～G該当者を除いた合計)が2名以下の事業所	人
B	他特徴	他の支払者から支給される給与から個人住民税が特別徴収されている方(乙欄該当者)	人
C	少額	毎月の給与支払額が少額であり、個人住民税を引ききれない方	人
D	不定期	給与が毎月支給されていない方(不定期受給)	人
E	専従者	専従者給与が支給されている方(個人事業主のみ対象)	人
F	退職者	退職された方又は5月31日までに退職予定の方(休職者を含む)	人
G	1年未満	雇用契約期間が1年未満の方	人
普通徴収合計人数			人

県ホームページでも様式をダウンロードできます。

<http://www.pref.okayama.jp/page/428170.html>

普通徴収切替理由書 <記入例>

普通徴収（個人納付）となる理由（A～G）ごとの人数を記入してください。

指定番号 申請所名

### 普通徴収切替理由書

〇〇市町村長 あて

別添「個人別明細書」については、普通徴収の基準に合致しますので、普通徴収として取り扱うようお願いいたします。

記号	略語(例)	普通徴収理由	人数
A	2名以下	受給者総人員(下記B～G該当者を除いた合計)が2名以下の事業所	人
B	他特徴	他の支払者から支給される給与から個人住民税が特別徴収されている方(乙欄該当者)	1 人
C	少額	毎月の給与支払額が少額であり、個人住民税を引ききれない方	3 人
D	不定期	給与が毎月支給されていない方(不定期受給)	人
E	専従者	専従者給与が支給されている方(個人事業主のみ対象)	人
F	退職者	退職された方又は5月31日までに退職予定の方(休職者を含む)	1 人
G	1年未満	雇用契約期間が1年未満の方	人
普通徴収合計人数			5 人

**上記に該当しない場合は全て特別徴収扱いとなります。**

普通徴収とする場合は、本理由書を提出するとともに、個人別明細書の摘要欄に、必ず上記の「記号」又は「略語」を記入してください。記入がない場合は、全て特別徴収の取扱いとなります。

給与支払報告書（個人別明細書） <記入例>

28 ※ ※ 種別 ※ 整理番号 ※

給与支払報告書（個人別明細書）

支給を受ける者 ※区分 住所 氏名 (受給者番号) (フリガナ) (役職名)

種別 支払金額 給与所得控除後の金額 所得控除の額の合計額 源泉徴収税額

控除対象配偶者の有無等 配偶者特別控除の額 控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く) 障害者の数 (本人を除く) 社会保険料等の金額 生命保険料の控除額 地震保険料の控除額 住宅借入金等特別控除の額

(摘要) 住宅借入金等特別控除可能額 国民年金保険料等の金額 介護医療保険料の金額

居住開始年月日 配偶者の合計所得 新個人年金保険料の金額 新生命保険料の金額 旧個人年金保険料の金額 旧生命保険料の金額 旧長期損害保険料の金額

扶養親族 16歳未満 未成年者 外国人 死亡退職 災害者 乙欄 本人が障害者 寡婦 寡夫 勤労学生 中途就・退職 受給者生年月日

支払者 住所(居所)又は所在地 氏名又は名称 (電話)

「D」又は「不定期」

普通徴収の理由を各従業員員の給与支払報告書（個人別明細書）の摘要欄に記入してください。<例> 「D」又は「不定期」

※ エルタックスによる場合は28ページをご覧ください。



## 2 特別徴収義務者の指定

従業員に給与の支払をする事業主（給与支払者）のうち、所得税の源泉徴収義務のある事業主は、市町村から特別徴収義務者として指定され、従業員の個人住民税を特別徴収（給与天引き）していただくこととなります。

（地方税法第 321 条の 4 及び第 328 条の 5 第 1 項）

**事業主や従業員の希望で、特別徴収（給与天引き）か、普通徴収（個人納付）かを選択することはできません。**

＜普通徴収（個人納付）とは＞

徴税吏員（市町村長もしくはその委任を受けた市町村職員）が納税通知書を納税者に交付することによって地方税を徴収することをいいます。納期は、6 月、8 月、10 月、12 月又は 1 月において、市町村の条例により定めています。

## 3 特別徴収の対象になる従業員

前年中（1 月 1 日～12 月 31 日）に給与の支払いを受けており、平成 28 年 4 月 1 日現在において、特別徴収義務者から給与の支払いを受けている方。

（注 1）パート、アルバイト、役員等を含むすべての従業員から特別徴収（給与天引き）する必要があります。

（注 2）前年中に他の事業主から給与の支払を受けた方も、4 月 1 日に在職する場合は特別徴収（給与天引き）が必要です。

## 4 特別徴収税額の通知

市町村は、特別徴収義務者である事業主（給与支払者）に毎年 5 月 31 日までに「給与所得等に係る市（町・村）民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」等を送付します。

### ○特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）

特別徴収義務者である事業主（給与支払者）の納入すべき特別徴収税額の月別合計金額が記載してあります。

従業員（納税義務者）の特別徴収税額の明細を記載していますので、5 年間大切に保管してください。

### ○特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

従業員（納税義務者）に個人住民税の特別徴収税額を通知するためのものです。個人のプライバシーに関するものですので、その取扱いに際しては、細心の注意を払うことにご留意ください。

○納入書（月毎に 1 枚、計 12 枚） ※ 枚数等は市町村により異なります。

○特別徴収関係書類（しおり、手引きなど市町村ごとに名称は異なります。）

## 5 特別徴収税額为天引き

「特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」に、各従業員（納税義務者）の特別徴収税額が記載されていますので、6月から翌年5月までの12回に分けて、毎月の給与の支払の際に当該月分の月割額を天引きしてください。なお、月割額（初回）は、端数処理や均等割額以下の取り扱いにより、他の月分の月割額と異なることがあります。

## 6 特別徴収税額の納入

特別徴収（給与天引き）した個人住民税の月割額の合計額は、徴収した月の翌月10日までに同封の「納入書」によって納入してください。ただし、翌月10日が土・日曜日、又は祝日の場合は、その翌日が納期限となります。

（地方税法 321 条の 5）

なお、中国5県以外のゆうちょ銀行・郵便局で納入される場合は、各市町村で発行する「郵便局指定通知書」が必要になります。

### ★納期の特例（年2回の納入）

給与の支払を受ける者が常時10人未満の事業所は、申請により市町村長の承認を受けることにより、毎月の納入から年2回（6月から11月までの分を12月10日までに、12月から翌年5月までの分を6月10日までに）の納入に変更することができます。（地方税法 321 条の 5 の 2）

- ※「常時10人未満」かどうかは、繁忙期など一時的に雇用する者を除く従業員の数で判断します。
- ※この特例は納期に関する特例になりますので、従業員の方の給与からは毎月天引きしてください。
- ※当該市町村の徴収金の滞納があり、納入に支障が生ずる恐れがあると認められる場合は、申請が認められない場合があります。
- ※承認後、給与の支払を受ける者が常時10人未満でなくなった場合には、遅滞なくその旨及び必要な事項を記載した届出書を市町村長に提出しなければなりません。
- ※納期の特例申請書の様式については、12ページを参照してください。

## 7 特別徴収税額に変更があった場合

特別徴収税額を通知した後、従業員（納税義務者）による期限後申告や事業主（特別徴収義務者）による給与支払報告書の訂正等により税額に変更が生じたときは「特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」により、変更後の特別徴収税額を通知します。この場合は変更後の通知書によって以後の月割額を天引きの上、納入してください。

## 8 従業員が退職等で異動した場合の手続

従業員（納税義務者）が退職・転勤等により、給与の支払を受けなくなった場合は、次の手続が必要です。

異動事由 時期 手続等	退職・休職など		転勤 (転職含む)
	6月1日～12月31日 の異動	1月1日～4月30日 の異動(※)	
異動届出書 の提出  P10の9参照	<b>異動した月の翌月10日まで</b> 異動届出書様式のうち、「1月1日以降退職時までの給与支払額」欄、「控除 社会保険料額」欄、「一括徴収」欄にも必要事項をご記入ください。		
		毎年1月1日以後に他市 町村へ転出した場合は、 転出先住所地の市町村へ も異動届出書を提出してく ださい。	転勤先の給与担当者に連 絡の上、「新しい給与支払 者(特別徴収義務者)」欄 に転勤先を記入してくださ い。
異動翌月以降 の月割額の 天引き方法	<b>退職者からの申出 がない場合は 天引き不要 (普通徴収に切り替え)</b> 従業員(納税義務者)に 改めて通知し、従業員 (納税義務者)に直接納 付していただきます。	<b>退職時に一括徴収</b> P10の10参照  給与又は退職手当等 の支払の際に一括して 天引きしていただきま す。	<b>転勤先にて 特別徴収を継続</b>  転勤先の事業主(給 与支払者)において、 引き続き、天引きを していただきます。
	従業員(納税義務者)の申 し出があれば、一括徴収し てください。	退職後、5月31日までに 支払予定の給与及び退職 手当等の合計額を超える 残税額がある場合に限り、 普通徴収(個人納付)への 切り替えとなります。	<u>転勤先の事業主(給与支 払者)に必ず月割額及び 何月分から天引きするか 等を連絡してください。</u>
退職手当等 に対する税額	<b>退職手当等の支払の際に天引きして、退職した年の1月1日現在 に従業員(納税義務者)が居住する市町村に納入(天引きした翌 月10日まで)</b>		

(※)5月1日から5月31日までの間に異動された場合も、異動届出書の提出が必要となります。

### ご注意

異動届出書の提出がないと、特別徴収義務者である事業主(給与支払者)の特別徴収義務は継続され、納入がない場合は、督促状等をお送りすることがありますのでご注意ください。

## 9 異動届出書の提出

従業員（納税義務者）が退職、休職、転勤等により給与の支払いを受けなくなった場合は、特別徴収義務者である事業主（給与支払者）は「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を、その事由が発生した日の属する月の翌月10日までに各市町村へ提出しなければなりません。（地方税法施行規則第9条の5）

この届出書の提出が遅れますと、従業員（納税義務者）本人への納税通知書の送付が遅れ、一度に多額の税額を納付しなければならなくなり、また、事業主（特別徴収義務者）あてに督促状等をお送りする恐れがありますのでご注意ください。

## 10 異動翌月以降の特別徴収税額の一括徴収

従業員（納税義務者）が退職、休職、転勤等により給与の支払いを受けなくなった場合は、次のとおり異動翌月以降の月割額の未徴収税額を、給与又は退職手当等からまとめて天引きしていただきます。

（注）死亡退職の場合や、未徴収税額が5月31日までの給与・退職手当等の合計額を超える場合は、一括徴収ができません。なお、一括徴収制度は、退職後の納税の負担等を考慮して設けられた制度ですので、趣旨をご理解いただき、従業員（納税義務者）には一括徴収を勧奨していただきますようご協力をお願いします。

### ① 6月1日から12月31日までの異動の場合

従業員（納税義務者）からの申出がある場合は、未徴収税額をまとめて給与から天引きしていただきます。

### ② 1月1日から4月30日までの異動の場合

従業員（納税義務者）からの申し出にかかわらず、未徴収税額をまとめて給与から天引きしていただきます。

一括徴収された税額は、翌月10日までに、他の従業員（納税義務者）の特別徴収税額とあわせて納入していただきます。

## 11 新たに特別徴収する場合（普通徴収からの切替）

毎年4月1日現在の在職者は特別徴収が義務付けられていますが、4月2日以後に雇用された従業員についても、年度途中で特別徴収に切り替えることができます。

特別徴収に切り替える場合には、「市町村民税・県民税 給与所得等に係る特別徴収への切替申出書」をご提出ください。

## 12 事業主（特別徴収義務者）の所在地等に変更があった場合

事業主（特別徴収義務者）の所在地等に変更があった場合には、「特別徴収義務者所在地・名称変更等届出書」（様式は各市町村により異なります。）をご提出ください。

## 13 退職手当等に係る個人住民税の特別徴収

退職手当等に関する個人住民税は、所得税と同様に他の所得とは分離して計算し、所得税の源泉徴収とあわせて、退職手当等から天引きし、納入していただきます。

納入していただく市町村は、退職手当等の支払いを受けるべき日（通常は退職日）の属する年の1月1日現在における住所地の市町村です。

### <退職所得に係る住民税額の計算方法>

同一年中に2以上の退職手当等の支払いを受ける場合は、これらの合計額について算定される退職所得の金額において計算します。

#### 1 退職所得の金額

(1) 退職所得の金額 = (退職手当等の支払額 - 退職所得控除額) × 1 / 2 (※1)  
(1, 000円未満の端数切り捨て)

(2) 退職所得控除額の計算 (※2)

① 勤続年数が20年以下の場合

40万円 × 勤続年数 (80万円に満たないときは、80万円)

② 勤続年数が20年を越える場合

800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)

※1 勤続年数5年以内の法人役員等については「1 / 2」は適用されません。

※2 退職手当等の支払いを受ける者が在職中に障害者に該当することになり退職した場合は、上記①又は②の金額に100万円を加算した金額が控除されます。

#### 2 特別徴収すべき税額の計算

退職所得の金額に、市町村民税：6%と県民税：4%を適用して計算します。

※ 特別徴収すべき税額に、100円未満の端数がある場合は、それぞれの端数を切り捨てます。

#### 3 納入の手続き

退職手当の支払者は、特別徴収した税額など所要事項を退職所得に係る「市町村民税・道府県民税納入申告書」（市町村により様式は異なります。）に記載し、その申告書を徴収した月の翌月10日までに、それぞれの市町村長に提出し、申告した税額を同日までに市役所・町村役場、指定金融機関又は収納代理金融機関にて納入書により納入してください。

<各種届出書等の様式>

○給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書（全県統一様式）

市町村民税 給与支払報告 県 民 税 特 別 徴 収 に係る給与所得者異動届出書 提出用 ○○市町村長 あて 平成 年 月 日 提出		整理番号 ※	個人番号又は法人番号
名称(氏名) (特別徴収義務者) 給与支払者	所在地(住所) 〒	担当者(連絡先) 氏名 電話番号	係 特別徴収指定番号
個人番号 フリガナ 氏 名 1月1日現在住所 異動後住所 電話番号( )	(ア) 特別徴収税額 (年税額) (イ) 徴収済税額 月分から 月分まで (ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ) 月分から 月分まで	異動年月日 年 月 日	異動の事由 <input type="checkbox"/> 1 転勤・転職 <input type="checkbox"/> 2 退職 <input type="checkbox"/> 3 死亡 <input type="checkbox"/> 4 休職・育休 <input type="checkbox"/> 5 長 欠 <input type="checkbox"/> 6 その他 <input type="checkbox"/> A 乙種該当 <input type="checkbox"/> B 不定期給 <input type="checkbox"/> C 少額給与 <input type="checkbox"/> D 専従者 <input type="checkbox"/> E 短期雇用
異動後の未徴収税額の徴収方法 <input type="checkbox"/> 1 特別徴収継続 (新勤務先で徴収) <input type="checkbox"/> 2 一括徴収 <input type="checkbox"/> 3 普通徴収 (本人が納付する)		1月1日以降退職時までの給与(賞与を含む)支払額 円	1月1日以降退職時までの控除社会保険料額 円
※退職者についても、給与支払報告書は毎年1月末日の提出期限まで必ずご提出ください。			
納税者が新しい勤務先において「特別徴収の継続」を希望される場合には以下の項目にも必ず記載してください。	所在地 〒	新勤務先指定番号 受給者番号 電話番号	左記勤務先へは月割額 円を 月分から徴収するよう連絡済みです。 新規事業所の場合、新指定番号の事前連絡の(要・否)
※給与等の支払を受けなくなった後の月割額(退職した月を除く)の一括徴収について次の欄に必ず記載してください。			
一括徴収の理由 <input type="checkbox"/> 1 異動が平成 年12月31日までで、申出があったため。 <input type="checkbox"/> 2 異動が平成 年1月1日以降で特別徴収の継続の希望がないため。	徴収予定月日 月 日	一括徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 円	左記一括徴収した税額は 月分 ( 月 日納期限)で納入します。
※処理欄			

○市町村民税・県民税 特別徴収税額の納期の特例についての申請書（全県統一様式）

市町村民税・県民税 特別徴収税額の納期の特例についての申請書

平成 年 月 日提出

○○市町村長 あて 申請者	住所又は所在地 氏名又は法人の名称及び代表者氏名 印	電話番号 個人番号又は法人番号 特別徴収義務者指定番号
地方税法第321条の5の2並びに各市町村の条例の規定による特別徴収税額の納期の特例について承認を申請します。		
特例の適用を受けようとする税額	平成 年 月分以降の納期に係る市町村民税・県民税特別徴収税額	
申請の日前6ヶ月間の各月の給与の支払を受ける者の数及び各月の給与の支払い金額の合計(臨時雇用している者については( )内に外書きで記入してください)	年 月 ( 人 ) ( 円 )	年 月 ( 人 ) ( 円 )
	年 月 ( 人 ) ( 円 )	年 月 ( 人 ) ( 円 )
	年 月 ( 人 ) ( 円 )	年 月 ( 人 ) ( 円 )
(一) 現に市税の滞納があり又は最近において著しい納入遅延の事実がある場合においてそれがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細 (二) 申請の日前1ヶ年以内に納期の特例について、その承認を取り消されたことがある場合には、その年月日		
※処理欄	処理区分 承認 却下	却下の理由



## <各種届出書等の記載方法>

### ●退職して一括徴収の場合の記載例

提出用		市町村民税 県民税		給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書		整理番号	※					
〇〇市町村長 あて		(特別徴収義務者) 給与支払者		名称(氏名) 有限会社 ○×商店 代表取締役 △△ □□		担当者(連絡先) 経 理 氏名 岡山 太郎	個人番号又は法人番号 0000000000001					
平成 年 月 日 提出		所在地(住所) 〒 700-0000 岡山県岡山市北区内山下〇-〇-〇		〒 700-0000		電話番号 086-226-xxxx	特別徴収指定番号 123456					
給与所得者	個人番号 2	フリガナ オカヤマ ハナコ	氏名 岡山 花子	旧姓	特別徴収税額 (年税額) 12,000 円	徴収済税額 (イ) 6 月分から 1 月分まで 8,000 円	未徴収税額 (ウ) 2 月分から 5 月分まで 4,000 円	異動年月日 29 年 1月31日	異動の事由 <input type="checkbox"/> 1 転勤・転職 <input type="checkbox"/> 2 退職 <input type="checkbox"/> 3 死亡 <input type="checkbox"/> 4 休職・育児 <input type="checkbox"/> 5 長欠 <input type="checkbox"/> 6 その他 <input type="checkbox"/> A 乙欄該当 <input type="checkbox"/> B 不定期給 <input type="checkbox"/> C 少額給与 <input type="checkbox"/> D 専従者 <input type="checkbox"/> E 短期雇用	異動後の未徴収 税額の徴収方法 <input type="checkbox"/> 1 特別徴収継続 (新勤務先で徴収) <input type="checkbox"/> 2 一括徴収 <input type="checkbox"/> 3 普通徴収 (本人が納付する)	1月1日以降退職時までの 給与(賞与を含む)支払額 483,200 円	1月1日以降退職時までの 控除社会保険料額 59,921 円
	1月1日現在住所 岡山県岡山市北区内山下☆-☆-☆										異動後住所 東京都千代田区永田町一丁目〇番〇号	電話番号( 03-0000-xxxx )
新しい給与支払者 (特別徴収義務者)		所在地 〒		新勤務先指定番号		左記勤務先へは月割額 _____ 円を _____ 月分から徴収するよう連絡済みです。						
名称		受給者番号		電話番号		新規事業所の場合、新指定番号の事前連絡の(要・否)						
① 給与等の支払を受けなくなった後の月割額(退職した月を除く)の一括徴収について次の欄に必ず記載してください。		徴収予定月日		一括徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		左記の一括徴収した税額は <u>2</u> 月分 (3月10日納期限)で納入します。						
一括徴収理由 <input type="checkbox"/> 1 異動が平成28年12月31日までで、申出があったため。 <input type="checkbox"/> 2 異動が平成29年1月1日以降で特別徴収の継続の希望がないため。		2 月 10 日		4,000 円								
※処理欄												

### ●退職して普通徴収へ切替えの場合の記載例

提出用		市町村民税 県民税		給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書		整理番号	※					
〇〇市町村長 あて		(特別徴収義務者) 給与支払者		名称(氏名) 有限会社 ○×商店 代表取締役 △△ □□		担当者(連絡先) 経 理 氏名 岡山 太郎	個人番号又は法人番号 0000000000001					
平成 年 月 日 提出		所在地(住所) 〒 700-0000 岡山県岡山市北区内山下〇-〇-〇		〒 700-0000		電話番号 086-226-xxxx	特別徴収指定番号 123456					
給与所得者	個人番号 2	フリガナ オカヤマ ハナコ	氏名 岡山 花子	旧姓	特別徴収税額 (年税額) 12,000 円	徴収済税額 (イ) 6 月分から 9 月分まで 4,000 円	未徴収税額 (ウ) 10 月分から 5 月分まで 8,000 円	異動年月日 28 年 9月30日	異動の事由 <input type="checkbox"/> 1 転勤・転職 <input type="checkbox"/> 2 退職 <input type="checkbox"/> 3 死亡 <input type="checkbox"/> 4 休職・育児 <input type="checkbox"/> 5 長欠 <input type="checkbox"/> 6 その他 <input type="checkbox"/> A 乙欄該当 <input type="checkbox"/> B 不定期給 <input type="checkbox"/> C 少額給与 <input type="checkbox"/> D 専従者 <input type="checkbox"/> E 短期雇用	異動後の未徴収 税額の徴収方法 <input type="checkbox"/> 1 特別徴収継続 (新勤務先で徴収) <input type="checkbox"/> 2 一括徴収 <input type="checkbox"/> 3 普通徴収 (本人が納付する)	1月1日以降退職時までの 給与(賞与を含む)支払額 483,200 円	1月1日以降退職時までの 控除社会保険料額 59,921 円
	1月1日現在住所 岡山県岡山市北区内山下☆-☆-☆										異動後住所 東京都千代田区永田町一丁目〇番〇号	電話番号( 03-0000-xxxx )
新しい給与支払者 (特別徴収義務者)		所在地 〒		新勤務先指定番号		左記勤務先へは月割額 _____ 円を _____ 月分から徴収するよう連絡済みです。						
名称		受給者番号		電話番号		新規事業所の場合、新指定番号の事前連絡の(要・否)						
① 給与等の支払を受けなくなった後の月割額(退職した月を除く)の一括徴収について次の欄に必ず記載してください。		徴収予定月日		一括徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		左記の一括徴収した税額は _____ 月分 ( 月 日納期限)で納入します。						
一括徴収理由 <input type="checkbox"/> 1 異動が平成 年12月31日までで、申出があったため。 <input type="checkbox"/> 2 異動が平成 年1月1日以降で特別徴収の継続の希望がないため。		月 日		円								
※処理欄												



## ● 転勤（転職）等により特別徴収継続の場合の記載例

市町村民税 給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

提出用

〇〇市町村長 あて 平成 年 月 日 提出	名称(氏名) 有限会社 ○×商店 代表取締役 △△ □□ 所在地(住所) 〒700-◆◆◆◆ 岡山県岡山市北区内山下○-○-○	担当 氏名 岡山 太郎 電話番号 086-226-××××	個人番号又は法人番号 000000000001 特別徴収指定番号 123456
個人番号 2 フリガナ オカヤマ ハナコ 氏名 岡山 花子 1月1日現在住所 岡山県岡山市北区内山下☆-☆-☆ 異動後住所 電話番号( )	(ア) 特別徴収税額 (年税額) 12,000 円 (イ) 徴収済税額 6 月分から 4 月分まで 11,000 円 (ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 1 月分まで 1,000 円	異動年月日 28 年 3 月 31 日 異動の事由 <input type="checkbox"/> 1 転勤・転職 <input type="checkbox"/> 2 退職 <input type="checkbox"/> 3 死亡 <input type="checkbox"/> 4 休職・育休 <input type="checkbox"/> 5 長欠 <input type="checkbox"/> 6 その他 <input type="checkbox"/> A 乙種該当 <input type="checkbox"/> B 不定期給 <input type="checkbox"/> C 少額給与 <input type="checkbox"/> D 専従者 <input type="checkbox"/> E 短期雇用	異動後の未徴収税額の徴収方法 <input type="checkbox"/> 1 特別徴収継続 (新勤務先で徴収) <input type="checkbox"/> 2 一括徴収 <input type="checkbox"/> 3 普通徴収 (本人が納付する)

◎納税者が新しい勤務先において「特別徴収の継続」を希望される場合には以下の項目にも必ず記載してください。

新しい給与支払者 (特別徴収義務者) 所在地 〒700-◆◆◆◆ 岡山県岡山市北区大供1丁目☆-☆ 名称 有限会社 ■●商店 代表取締役 △△ □□	新勤務先指定番号 333333 受給者番号 1 A 2 3 4 5 電話番号 086-226-0000	左記勤務先へは月割額 1,000 円を 5 月分から徴収するよう連絡済みです。 新規事業所の場合、新指定番号の事前連絡の(要・否)
---	---	---

◎給与等の支払を受けなくなった後の月割額(退職した月を除く)の一括徴収について次の欄に必ず記載してください。

一 の 理 由 徴 収	<input type="checkbox"/> 1 異動が平成 年12月31日までで、申出があったため。 <input type="checkbox"/> 2 異動が平成 年1月1日以降で特別徴収の継続の希望がないため。	徴収予定月日 月 日 円	一括徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 円	左記の一括徴収した税額は 月分 ( 月 日納期限)で納入します。
----------------------------	--	--------------	----------------------	----------------------------------

※処理欄

※退職者についても、給与支払報告書は毎年1月末日の提出期限までに必ずご提出ください。

## ● 年度途中に特別徴収へ切替える場合の記載例

### 市町村・県民税 給与所得等に係る特別徴収への切替届出書

〇〇市町村長 あて 平成 年 月 日 提出	給へ特別徴収支払義務者 所在地(住所) 〒700-○-○-○ 岡山県岡山市北区内山下●-●-● (フリガナ) カブシキガイシャ ◆◇ショウジ ダイヒョウトリシマリヤク ○○ □□ 名称 株式会社 ◆◇商事 代表取締役 ○○ □□	特別徴収義務者 指定番号 2000000 個人番号又は法人番号 ※給与支払者の番号	この申出書に 応答される方 所属 経理係 氏名 岡山 太郎 電話 (086) 226-0000
切替え(納税義務者希望する者) フリガナ オカヤマ ハナコ 氏名 岡山 花子 現住所 岡山県岡山市北区内山下▲-▲-▲ 1月1日現在の住所 岡山県岡山市大供○丁目○-○ 生年月日 年 月 日 受給者番号 3000000	普通徴収分 年税額 240,000 円 納付済額 120,000 円 納付済期 普通徴収 2 期分まで納付済 【10】月分(1月10日納期限分)から特別徴収を希望します。 口座振替該当の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
切替理由 (理由に○印を付けてください)	1 新規採用したため 2 中途採用したため 3 復職したため 4 その他 ( )		
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>普通徴収の納期が過ぎたもの、または納期済のものは、特別徴収への切替えはできません。</li> <li>切替届出書が毎月10日までに到着した場合は、到着月の月末に特別徴収税額の決定(変更)通知書を送付いたします。11日以降に到着した場合は、翌月の月末の送付となります。</li> <li>税額決定・変更通知書の発送には、提出日から1か月程度かかります。</li> <li>事前に税額を確認したい場合などは、税務課まで御連絡ください。</li> </ul>		

## 個人住民税の特別徴収（給与天引き）に関するQ&A

### I 制度について

#### 問1：個人住民税の「特別徴収（給与天引き）」とはどのような制度ですか？

答1：個人住民税の特別徴収（給与天引き）とは、所得税の源泉徴収と同じように、事業主（給与支払者）が従業員（納税義務者）に代わって、毎月従業員に支払う給与から、個人住民税（個人市町村民税と個人県民税）を天引きして、その従業員に課税した市町村へ納入していただく制度です。（地方税法第321条の3、第321条の4、第321条の5）

#### 問2：すべての事業主（給与支払者）が個人住民税を特別徴収（給与天引き）しなければならないのですか？

答2：所得税の源泉徴収義務のある事業主（給与支払者）は、従業員（納税義務者）の個人住民税を特別徴収（給与天引き）することが法律（地方税法第321条の4及び市町村条例）により義務付けられています。

市町村は、毎年4月1日において従業員（納税義務者）に給与の支払いをする事業主で、所得税の源泉徴収義務がある事業者を、市町村の条例によって特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならないとされています。具体的には、毎年5月31日までに、各市町村から事業主に対して、特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収する旨の通知を行い、特別徴収義務者として指定することになります。

各市町村から特別徴収義務者に指定された事業主は、従業員に給与を支払う際に、個人住民税を特別徴収（給与天引き）して市町村へ納入していただく必要があります。

（地方税法第321条の5）

#### 問3：「特別徴収（給与天引き）」の対象となる人はどういう人ですか？

答3：地方税法の規定では、次の①②いずれにも該当する人が特別徴収（給与天引き）の対象となります。

- ① 前年中に給与の支払いを受けた人
- ② 当該年度の初日（4月1日）において給与の支払いを受けている人

（地方税法第321条の3）

#### 問4：パートやアルバイトの従業員も特別徴収（給与天引き）しなければならないのですか？

答4：パートやアルバイトの従業員であっても、答3に該当する場合は特別徴収（給与天引き）しなければなりません。

ただし、今回の全県一斉実施に当たっては、以下に該当する場合は、当分の間、特別徴収の対象から除外（普通徴収（個人納付））することもできます。

A 受給者総人員が2名以下の事業所

（他の市町村を含む事業所全体の受給者の人数で、下記B～Gの理由に該当して普通徴収とする対象者を除いた従業員数。）

B 他の支払者から支給される給与から個人住民税が特別徴収されている方（乙欄該当者）

C 毎月の給与支払額が少額であり、個人住民税を引ききれない方

D 給与が毎月支給されていない方（不定期受給）

E 専従者給与が支給されている方（個人事業主のみ対象）

F 退職された方又は5月31日までに退職予定の方

（休職等により4月1日現在で給与の支払を受けていない方を含みます。）

G 雇用契約期間が1年未満の者

※上記A～Gのほか給与所得が各市町村の非課税基準以下の場合は、特別徴収の対象とならない場合があります。（市町村が給与支払報告書により決定します。）

**問5：従業員から普通徴収にしてほしいと言われている。これまでは、「特別徴収（給与天引き）」と「普通徴収（個人納付）」とを選択できる（選択制）と思っていたのですが・・・？**

答5：所得税の源泉徴収義務のある事業主（給与支払者）は、従業員（納税義務者）の個人住民税を特別徴収（給与天引き）しなければならないことになっています。（地方税法第321条の4）特別徴収制度は以前から地方税法で定められており、事業主や従業員個々の希望により「普通徴収（個人納付）」を選択することができる制度ではありません。

**問6：従業員は家族だけなので特別徴収（給与天引き）しなくていいですか？**

答6：所得税の源泉徴収義務のある事業主は、従業員の個人住民税を特別徴収（給与天引き）することが法令により義務付けられており、家族であっても特別徴収を行う義務があります。（地方税法第321条の4）ただし、今回の全県一斉実施に当たっては、専従者給与が支給されている方は、当分の間、特別徴収の対象から除外（普通徴収（個人納付））することもできます。

**問7：毎月納めるのが面倒なのですが・・・。**

答7：従業員が常時10人未満の事業所の場合は、市町村に対し申請して承認を受けることにより、年12回の納期を年2回にする制度（納期の特例）を利用できます。（地方税法第321条の5の2）

**問8：「納期の特例」を利用すれば、毎月の給与から住民税を天引きしなくてもよいのですか？**

答8：「納期の特例」は、特別徴収（給与天引き）した個人住民税を年2回にまとめて納めるこ

とができる制度ですが、毎月の給与からの天引きは通常どおり行っていただく必要があります。給与から天引きをした個人住民税を預かっていただき、年2回に分け納入してください。

なお納期の特例を受けるためには、各市町村にあらかじめ承認申請書を提出する必要があります。申請書を提出した月の翌月末までに、各市町村から書面により承認又は却下について通知されます。納期の特例が認められるのは、申請月の翌月分からとなります。

#### 問9：「特別徴収（給与天引き）」のメリットはなんですか？

答9：普通徴収（個人納付）では年4回の支払いですが、特別徴収（給与天引き）では年12回に分割して毎月の給与から天引きされますので、従業員の方の1回あたりの負担感が緩和されます。

また、事業所がまとめて納入することで、従業員の方が個々に金融機関や市町村役場等の窓口へ納めに行く手間が省ける上、納め忘れの心配がなくなります。

## II 手続きについて

#### 問10：「特別徴収（給与天引き）」への切り替えにはどのような手続きが必要なのですか？

答10：これまで特別徴収（給与天引き）をされたことのない事業所についても、従前どおり、毎年1月31日までに給与支払報告書を提出していただき、その後、5月31日までに各市町村から「特別徴収税額決定通知書」が送付されますので、同通知に基づき特別徴収（給与天引き）を開始していただきます。（地方税法第317条の6、第321条の4）

年度の途中に入社した従業員については、切替申出書を提出することで、普通徴収から特別徴収へと切り替えることができます。なお、既に特別徴収（給与天引き）されている事業所は従前どおりですが、平成28年度以降は、希望による普通徴収（個人納付）は認められず、答4に該当する従業員のみ普通徴収が認められます。

#### 問11：天引きする税額を計算しなければならないのですか？ 天引きした税額をどのように納入すればよいのですか？

答11：5月31日までに各市町村から特別徴収義務者（給与支払者）あてに「特別徴収税額決定通知書」を送付します。「特別徴収税額決定通知書」には、6月から翌年5月までに徴収すべき個人住民税額（年税額及び毎月の額）が記載されていますので、毎月の給与から「特別徴収税額決定通知書」に記載された月割額を天引き、翌月の10日までに、金融機関等を通じて各市町村に納入していただきます。

納入は、特別徴収税額決定通知書に同封している「納入書」に、必要事項を記入の上、各市町村が指定する金融機関等で納入してください。（P26「納入先一覧」参照）

※中国地方5県以外のゆうちょ銀行・郵便局で納入を希望される場合は、納入を希望されるゆうちょ銀行・郵便局へ「指定通知書」を提出する必要があります。「指定通知書」については、各市町村にお問い合わせください。

**問 12: 給与支払報告書を提出した後、従業員が退職、転職等した場合の手続きはどうなりますか？**

答 12: 退職、休職又は転職など、従業員に異動があったときは、「給与支払報告に係る給与所得者異動届出書」を提出していただく必要があります。

異動届出書については、異動が生じた翌月の10日までに各市町村へ提出をお願いします。  
(地方税法第321条の5第3項、地方税法施行規則第9条の5)

**問 13: 年の途中で退職等した場合の徴収方法はどうなりますか？**

答 13: 毎月の給与から個人住民税を特別徴収されていた従業員が退職等により給与の支払いを受けなくなった場合には、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を提出していただき、その翌月以降に特別徴収をすることができなくなった残りの税額は普通徴収（個人納付）の方法により納付していただくことになります。(地方税法第319条の2)

ただし、次のような場合は、普通徴収ではなく特別徴収の方法による納入となります。

- ① 退職後に再就職し一定期間内に従業員が引き続き転職先からの特別徴収（給与天引き）を希望した場合（地方税法第321条の4第5項）
- ② 6月1日から12月31日までに退職等をした場合で、従業員本人から残りの税額を特別徴収の方法でまとめて天引きしてほしいとの申出があった場合
- ③ 翌年1月1日から4月30日までに退職等をした場合（※）で、元の勤務先から5月31日までに支払われる予定の給与・退職金等が残りの税額を超える場合  
(地方税法第321条の5第2項)

(※納税義務者本人の申出がなくても、元の勤務先から5月31日までの間に支払われる給与等から、残りの税額を一括して特別徴収（給与天引き）しなければなりません。)

**問 14: 個人住民税が非課税の従業員が異動した場合でも、異動届出書を提出する必要がありますか？**

答 14: 個人住民税が非課税（天引きすべき税額がゼロ）の従業員が異動した場合でも特別徴収に係る給与所得者異動届出書の提出が必要ですので、異動が生じた翌月の10日までに提出をお願いします。(年度の途中で税額が生じた場合、異動した従業員の税額変更通知を事業所に通知してしまうことになります。)(地方税法第321条の5第3項)

**問 15: 毎月の税額が変わることはないですか？**

答 15: 個人住民税は前年の所得に対して計算していますので、税額が変わることは基本的にありません。ただし、従業員の方が申告期限後に確定申告を提出したり、扶養親族等の状況を後から変更した場合などにより、個人住民税を再計算した結果、税額が変わる場合があります。

このような場合は、特別徴収（給与天引き）が済んでいない残りの月で税額を調整した変更通知書をお送りいたします。また、還付が生じる場合については、納めていただいた税額の返金方法などについて後日連絡させていただくことがあります。

**問 16：納入場所（金融機関等）が市町村で違っているので、一本化はできないのですか？**

答 16：市町村ごとに納入場所を指定しています（P26「納入先一覧」参照）ので、市町村ごとに指定された金融機関等で納めてくださいますようお願いいたします。

**問 17：所得税の源泉徴収額の納入は、e-Tax を利用した電子納税ができますが、個人住民税の特別徴収税額の納入には電子納税はできないのですか？**

答 17：岡山県では、現在、電子納税を利用できる市町村はありませんので、市町村ごとの納入書により金融機関等で納めてくださいますようお願いいたします。

### **Ⅲ 疑問点等について**

**問 18：今まで特別徴収（給与天引き）しなくてもよかったのに、どうして特別徴収しなければならなくなったのですか？**

答 18：所得税を源泉徴収している事業主（給与支払者）は、従業員（納税義務者）が前年中に給与の支払いを受けており、かつ、当該年度の初日（4月1日）において給与の支払いを受けている場合は、個人住民税を特別徴収しなければなりません。（地方税法第321条の4）

新たな法令改正などがあつたわけではなく、今までもこの要件に該当する事業主については特別徴収をしていただく必要がありましたが、それが徹底されていませんでした。

このため、岡山県では、県と県内すべての市町村が連携して、個人住民税の特別徴収の徹底に取り組むことにしたところです。

特別徴収義務は法令に基づいて事業主に課せられているものですので、ご理解をお願いします。

**問 19：従業員が少ないし、経理事務の負担も増えるので特別徴収（給与天引き）はしたくないのですが？**

答 19：従業員が少ないことや、経理担当者がいないといった理由で特別徴収（給与天引き）を行わないことは認められていません。

個人住民税の特別徴収は、市町村から通知された特別徴収税額を毎月の給与から天引きし、それぞれの市町村に納入していただくこととなりますが、所得税の源泉徴収のように、税額計算や年末調整等の事務は必要ありません。

法令に基づき、個人住民税の特別徴収を適正に実施するため、ご理解をお願いします。ただし、普通徴収の要件に合致する場合、「普通徴収切替理由書」を提出していただくとともに、個人別明細書の摘要欄に「記号」又は「略語」を記載することで普通徴収とすることができます。該当理由の確認ができない場合は、すべて特別徴収の取り扱いとなります。

**問 20：他の都道府県では普通徴収が認められているのに、どうして岡山県だけ特別徴収（給与天引き）をしなければならないのですか？**

答 20：国（総務省）からも個人住民税の特別徴収（給与天引き）の適切な運用について通知されており、全国的にも特別徴収の推進に向けた取組が実施されています。岡山県においても例外ではありません。特別徴収義務は法令に基づいて特別徴収義務者に指定された事業主に課せられるものですので、そのことをご理解いただき、適正な特別徴収を行ってください。

**問 21：従業員の就職・退職が頻繁にあるので、事務が繁雑になるのですが・・・？**

答 21：特別徴収義務は法令に基づいて事業主に課せられています。就職や退職が多いことを理由に普通徴収（個人納付）とすることはできません。

なお、今回の全县一斉実施に当たっては、雇用期間が1年未満の従業員については、当分の間、特別徴収（給与天引き）の対象から除外（普通徴収）することができます。

**問 22：今回、対象とする事業所の範囲を従業員3名以上とする理由は何ですか？**

答 22：本来は、所得税の源泉徴収義務のある事業主（給与支払者）は、すべて特別徴収（給与天引き）を実施していただくのが原則ですが、県内には多数の事業所があり、従業員1～2名の小規模事業所に至るまで広く制度のご理解を得るには相当の時間を要すると考えられるところです。このため、事業所の規模に応じて段階的に特別徴収（給与天引き）への切り替えを進めることとし、当面は、従業員3名以上の事業所を対象としたものです。

**問 23：従業員数が2名以下の事業所は特別徴収（給与天引き）しなくてもよいのですか？**

答 23：従業員数が2名以下の事業所であっても、法令どおり特別徴収（給与天引き）していただくことが原則であることに変わりはありませんが、「普通徴収切替理由書」を提出していただくとともに、個人別明細書の摘要欄に普通徴収に該当する理由を記入していただくことで普通徴収（個人納付）とすることができます。

**問 24：特別徴収（給与天引き）を拒否したらどうなるのですか？**

答 24：地方税法第321条の5の規定により、特別徴収義務者は特別徴収税額決定通知書に記載された税額を納期限内に納入する義務があります。

したがって、特別徴収（給与天引き）を拒否した結果、納期限を経過した場合は、税金を滞納していることとなり、地方税法第331条に基づく滞納処分を行うこととなります。

また、地方税法第324条第3項の規定により、「納入すべき個人の市町村民税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかった特別徴収義務者は10年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」こともあります。

**問 25：特別徴収（給与天引き）をするなら●●市（町村）の従業員は辞めてもらう。また、●●市（町村）の従業員は今後も採用しない。**

答 25：特別徴収義務を理由に従業員を解雇することは、労働契約法第 16 条の規定により無効とされています。また、今後採用をしないと言われても、正当な理由でないため普通徴収（個人納付）とすることはできません。

<参考>労働契約法（抜粋）  
（解雇）

第 16 条 解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする。

#### **IV 給与支払報告等の手続について**

**問 26：個人別明細書の摘要欄へ普通徴収（個人納付）の該当理由を記入しなければならない根拠は何か。**

答 26：所得税の源泉徴収義務のある事業主（給与支払者）は、従業員（納税義務者）の個人住民税を特別徴収（給与天引き）することが地方税法（第 321 条の 4）及び市町村条例で義務付けられており、一定の基準に該当しなければ普通徴収（個人納付）とすることはできません。

市町村が普通徴収の基準に該当するかどうかを審査するために、該当理由をご報告いただくことにしたものですので、該当理由の確認ができない場合は法令どおり特別徴収として取り扱わせていただきます。

**問 27：普通徴収の対象となる従業員について、個人別明細書の摘要欄への普通徴収該当理由の記入を忘れた場合はどうなるか。**

答 27：原則として、特別徴収（給与天引き）として取り扱われますので、お気づきになられた場合は、該当の市町村にご連絡をお願いします。（P27「お問い合わせ先」参照）

**問 28：給与支払報告はエルタックスで提出しているが、別に市町村あてに普通徴収切替理由書を送付しなければならないのか。**

答 28：エルタックス又は記録媒体でご提出いただく場合は「普通徴収切替理由書」を別に送付いただく必要はありませんが、「普通徴収」欄にチェックしたうえで、個人別明細書の摘要欄に必ず普通徴収該当理由を入力してください。現在、エルタックス又は記録媒体では、「普通徴収」欄にチェックするだけで普通徴収の扱いとなっていますが、今後は個人別明細書の摘要欄に普通徴収の該当理由の記載（入力）がなければ、特別徴収として取り扱いますので、御留意ください。



**問 29：給与以外に農業などの所得がある場合は、すべての所得について特別徴収（給与天引き）をしなければならないのか。**

答 29：原則として、給与所得とそれ以外の所得を合算した額について、特別徴収（給与天引き）していただきます。

ただし、確定申告の際、確定申告書の「住民税に関する事項」欄中「給与・公的年金等に係る所得以外の所得に係る住民税の徴収方法の選択」欄に「自分で納付」に○を記入して申告していただいた場合は、給与所得は特別徴収（給与天引き）に、その他所得は普通徴収（個人納付）になります。具体的には、各市町村によって取り扱いが異なる場合がありますので、詳細は各市町村にお尋ねください。（P27「お問い合わせ先」参照）

## ＜根拠法令＞

### 【特別徴収（給与天引き）の根拠】

#### 地方税法

（給与所得に係る個人の市町村民税の特別徴収）

第 321 条の 3 市町村は、納税義務者が前年中において給与の支払いを受けた者であり、かつ、当該年度の初日において給与の支払を受けている者（支給期間が一月を超える期間により定められている給与のみの支払を受けていることその他これに類する理由があることにより、特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。）である場合においては、当該納税義務者に対して課する個人の市町村民税のうち当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額は、特別徴収の方法によって徴収するものとする。ただし、当該市町村内に給与所得者が少ないことその他特別の事情により特別徴収を行うことが適当でない認められる市町村においては、特別徴収の方法によらないことができる。

（給与所得に係る特別徴収義務者の指定等）

第 321 条の 4 市町村は、前条の規定によって特別徴収の方法によって個人の市町村民税を徴収しようとする場合においては、当該年度の初日において同条の納税義務者に対して給与の支払をする者（他の市町村内において給与の支払をする者を含む。）のうち所得税法第百八十三条の規定によって給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者を当該市町村の条例によって特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。この場合においては、当該市町村の長は、前条第一項本文の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額又はこれに同条第二項本文の規定によって特別徴収の方法によって徴収することとなる給与所得以外の所得に係る所得割額（同条第四項に規定する場合にあつては、同項の規定により読み替えて適用される同条第二項本文の規定によって特別徴収の方法によって徴収することとなる給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額）を合算した額（以下この節において「給与所得に係る特別徴収税額」という。）を特別徴収の方法によって徴収する旨を当該特別徴収義務者及びこれを經由して当該納税義務者に通知しなければならない。

(給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例)

第 321 条の 5 の 2 第三百二十一条の四の特別徴収義務者は、その事務所、事業所その他これらに準ずるもので給与の支払事務を取り扱うもの(給与の支払を受ける者が常時十人未満であるものに限る。以下この項において「事務所等」という。)につき、当該特別徴収に係る納入金を納入すべき市町村の長の承認を受けた場合には、六月から十一月まで及び十二月から翌年五月までの各期間(当該各期間のうちその承認を受けた日の属する期間については、その日の属する月から当該期間の最終月までの期間)に当該事務所等において支払った給与について前条第一項の規定により徴収した給与所得に係る特別徴収税額を、同項の規定にかかわらず、当該各期間に属する最終月の翌月十日までに当該市町村に納入することができる。前条第二項ただし書の規定により徴収した給与所得に係る特別徴収税額についても、同様とする。

市町村条例(例)

(給与所得に係る特別徴収義務者の指定等)

第 45 条 前条第一項から第三項までの規定による特別徴収に係る市町村民税の特別徴収義務者は、当該年度の初日において同条第一項の納税義務者に対して給与の支払をする者(中略、他の市町村内において給与の支払をする者を含む。)のうち所得税法第百八十三条の規定によって給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務があるものとし、前条第五項の規定による特別徴収に係る市町村民税の特別徴収義務者は、同項の当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者とする。

所得税法

(源泉徴収義務)

第 183 条 居住者に対し国内において第二十八条第一項(給与所得)に規定する給与等(以下この章において「給与等」という。)の支払をする者は、その支払の際、その給与等について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

(源泉徴収を要しない給与等の支払者)

第 184 条 常時二人以下の家事使用人のみに対し給与等の支払をする者は、前条の規定にかかわらず、その給与等について所得税を徴収して納付することを要しない。

【特別徴収義務者の義務と罰則規定等】

地方税法

(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)

第 321 条の 5 前条の特別徴収義務者は、同条第二項に規定する期日までに同条第一項後段(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定による通知を受け取った場合にあっては当該通知に係る給与所得に係る特別徴収税額の十二分の一の額を六月から翌年五月まで、当該期日後に当該通知を受け取った場合にあっては当該通知に係る給与所得に係る特別徴収税額を当該通知のあつた日の属する月の翌月から翌年五月までの間の月数で除して得た額を当該通知のあつた日の属する月の翌月から翌年五月まで、それぞれ給与の支払をする際毎月徴収し、その徴収した月の翌月の十日までに、これを当該市町村に納入する義務を負う。

(市町村民税に係る滞納処分)

第 331 条 市町村民税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

(市町村民税の脱税に関する罪)

324 条第 3 項 第三百二十一条の五第一項若しくは第二項ただし書又は第三百二十一条の七の六(第三百二十一条の七の八第三項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定によって徴収して納入すべき個人の市町村民税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかつた特別徴収義務者は、十年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(給与支払報告書等の提出義務)

第 317 条の 6 一月一日現在において給与の支払をする者(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下本節において同じ。)で、当該給与の支払をする際所得税法第百八十三条の規定によって所得税を徴収する義務があるものは、同月三十一日までに、総務省令の定めるところによって、当該給与の支払を受けている者についてその者に係る前年中の給与所得の金額その他必要な事項を当該給与の支払を受けている者の一月一日現在における住所所在の市町村別に作成された給与支払報告書に記載し、これを当該市町村の長に提出しなければならない。

(給与支払報告書等の提出義務違反に関する罪)

317 条の 7 前条の規定によって提出すべき給与支払報告書、届出書若しくは公的年金等支払報告書を提出しなかつた者又は虚偽の記載をした給与支払報告書、届出書若しくは公的年金等支払報告書を提出した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

<納入先一覧>

●個人住民税は、市町村の窓口のほか、下記の金融機関で納入できます。

	県内の金融機関										県外の金融機関											
	中国銀行	トマト銀行	ゆうちょ銀行・郵便局	その他金融機関							三菱東京UFJ銀行	みずほ銀行	三井住友銀行	広島銀行	鳥取銀行	その他金融機関						
岡山市	○	○	○	A	B	C	D	E	F	G	○	○	○	○	○	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
				H	I	J	K									⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
倉敷市	○	○	○	A	D	G	H	I	L	M	○	○	○	○	○	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
				N	O											⑧	⑨	⑭				
津山市	○	○	○	P	Q	R									○	○	②	⑭				
玉野市	○	○	○	D	E							○	○				①	③	⑭			
笠岡市	○	○	○	A	M	O									○							
井原市	○	○	○	A	L										○							
総社市	○	○	○	G	L												①	⑭				
高梁市	○	○	○	L(芳井支店のみ)				S	T								⑭					
新見市	○	○	○	S	U												②					
備前市	○	○	○	B	C	F							○				⑭					
瀬戸内市	○	○	○	B	C	E																
赤磐市	○	○	○	B	C	D	F															
真庭市	○	○	○	P	S	T	V										⑮					
美作市	○	○	○	P	Q																	
浅口市	○	○	○	A	L	M								○								
和気町	○	○	○	B	C	F																
早島町	○	○	○	L	M																	
里庄町	○	○	○	A	L	M								○								
矢掛町	○	○	○	A	O									○								
新庄村	○		○	V																		
鏡野町	○	○	○	P	R										○							
勝央町	○		○	P	Q																	
奈義町	○		○	Q																		
西粟倉村	○		○	Q																		
久米南町	○	○	○	R																		
美咲町	○	○	○	R											○	⑭						
吉備中央町	○	○	○	E	S	T																

「その他金融機関」の略号

【県内】	A: 笠岡信用組合	B: 備前信用金庫	C: 日生信用金庫	D: おかやま信用金庫
	E: 岡山市農業協同組合	F: 岡山東農業協同組合	G: 吉備信用金庫	H: 信用組合岡山商銀
	I: 朝銀西信用組合	J: 商工組合中央金庫	K: 農林中央金庫岡山支店	L: 岡山西農業協同組合
	M: 玉島信用金庫	N: 水島信用金庫	O: 倉敷かさや農業協同組合	P: 津山信用金庫
	Q: 勝英農業協同組合	R: 津山農業協同組合	S: 備北信用金庫	T: びほく農業協同組合
	U: 阿新農業協同組合	V: 真庭農業協同組合		
【県外】	①百十四銀行	②山陰合同銀行	③香川銀行	④もみじ銀行
	⑤阿波銀行	⑥伊予銀行	⑦愛媛銀行	⑧四国銀行
	⑨西日本シティ銀行	⑩高知銀行	⑪みずほ信託銀行	⑫三井住友信託銀行
	⑬三菱UFJ信託銀行	⑭中国労働金庫	⑮倉吉信用金庫	

「ゆうちょ」 中国地方5県以外のゆうちょ銀行・郵便局で納入を希望される場合は、納入を希望されるゆうちょ銀行・郵便局へ「指定通知書」を提出する必要があります。「指定通知書」については、各市町村にお問い合わせください。

この取組(平成28年度からの個人住民税特別徴収の全県一斉実施)に関するお問い合わせ先				
	(電話番号)	(所在地)		
岡山県総務部 税務課	086-226-7241	〒700-8570	岡山市北区内山下2-4-6	
〃 県民生活部 市町村課	086-226-7276	〒700-8570	岡山市北区内山下2-4-6	
〃 備前県民局 税務部	086-233-9815	〒700-8604	岡山市北区弓之町6-1	
〃 備中県民局 税務部	086-434-7058	〒710-8530	倉敷市羽島1083	
〃 美作県民局 税務部	0868-23-1272	〒708-8506	津山市山下53	

個人住民税の具体的な手続に関するお問い合わせ先 (各市町村 住民税担当課)				
市町村名	担当課	電話番号	所在地	
岡 山 市	課税管理課	086-803-1168	〒700-8544	岡山市北区大供1-2-3
倉 敷 市	市民税課	086-426-3181	〒710-8565	倉敷市西中新田640
津 山 市	課税課	0868-32-2015	〒708-8501	津山市山北520
玉 野 市	税務課	0863-32-5510	〒706-8510	玉野市宇野1-27-1
笠 岡 市	税務課	0865-69-2116	〒714-8601	笠岡市中央町1-1
井 原 市	税務課	0866-62-9510	〒715-8601	井原市井原町311-1
総 社 市	税務課	0866-92-8234	〒719-1192	総社市中央1-1-1
高 梁 市	税務課	0866-21-0214	〒716-8501	高梁市松原通2043
新 見 市	税務課	0867-72-6117	〒718-8501	新見市新見310-3
備 前 市	税務課	0869-64-1815	〒705-8602	備前市東片上126
瀬 戸 内 市	税務課	0869-22-1114	〒701-4292	瀬戸内市邑久町尾張300-1
赤 磐 市	税務課	086-955-0951	〒709-0898	赤磐市下市344
真 庭 市	税務課	0867-42-1114	〒719-3292	真庭市久世2927-2
美 作 市	税務課	0868-72-4556	〒707-8501	美作市栄町38-2
浅 口 市	税務課	0865-44-9040	〒719-0295	浅口市鴨方町六条院中3050
和 気 町	税務課	0869-93-1124	〒709-0495	和气郡和气町尺所555
早 島 町	税務課	086-482-2484	〒701-0303	都窪郡早島町前潟360-1
里 庄 町	町民課	0865-64-3113	〒719-0398	浅口郡里庄町大字里見1107-2
矢 掛 町	町民課	0866-82-1011	〒714-1297	小田郡矢掛町矢掛3018
新 庄 村	総務企画課	0867-56-2627	〒717-0201	真庭郡新庄村2008-1
鏡 野 町	住民税務課	0868-54-2985	〒708-0392	苫田郡鏡野町竹田660
勝 央 町	税務住民部	0868-38-3114	〒709-4316	勝田郡勝央町勝間田201
奈 義 町	税務住民課	0868-36-4112	〒708-1392	勝田郡奈義町豊沢306-1
西 粟 倉 村	総務企画課	0868-79-2111	〒707-0503	英田郡西粟倉村大字影石2
久 米 南 町	税務住民課	086-728-2113	〒709-3614	久米郡久米南町下弓削502-1
美 咲 町	税務課	0868-66-1113	〒709-3717	久米郡美咲町原田1735
吉備中央町	税務課	0866-54-1315	〒716-1192	加賀郡吉備中央町豊野1-2

これからは、インターネットで簡単手続！給与支払報告書の提出は、エルタックスを、是非ご利用ください！



<http://www.eltax.jp/outline/index.html/>

## ◎ e L T A X（エルタックス／電子申告）について

給与支払報告書の提出は e L T A X（エルタックス／電子申告）をご利用ください。

平成26年1月1日以降に提出する給与支払報告書について、税務署への源泉徴収票を e - T A X 又は光ディスク等による提出が義務付けられた事業所については、市区町村に提出する給与支払報告書の提出についても、 e L T A X 又は光ディスク等により提出することが義務付けられました。

### < e L T A X による提出 >

e L T A X（地方税ポータルシステム）を利用し、インターネットを通じて給与支払報告書等を提出する場合は事前の準備と登録等の手続きが必要です。

○ e L T A X に関する問い合わせ先

電話 0570-081-459 ホームページ <http://www.eltax.jp/>

### < 電子データによる提出時のお願い >

○ 提出の際は、なるべく早めの提出にご協力ください。

（データ不備の場合、再提出をお願いする場合がございます。）

○ e L T A X 又は光ディスク等により給与支払報告書を提出する場合、普通徴収切替理由書の提出は省略できますが、特別徴収できない方については、お使いの法定調書作成ソフトで住民税徴収方法を「普通徴収」で登録し、必ず、摘要の項目に該当する記号（A～G）又は略語（6ページの普通徴収切替理由書の記載内容を参照）を入力いただきますようお願いいたします。記号又は略語の入力がない場合は、特別徴収対象者として取り扱います。

< 参考 > P C d e s k（e L T A X 対応無料ソフトウェア）を使用した場合の個人別明細書の入力画面（例）

※ご使用されている法定調書作成ソフトによって、画面は異なります。





●詳しくは県ホームページで

岡山県 特別徴収

検索